

バスレーン(バス専用レーン)規制時間帯における通行方法まとめ

バスレーン規制時間帯における自動車の通行方法については、県民の皆様から様々な質疑をいただきました。そこで、通行方法がわかりづらい箇所についてまとめましたので、参考としていただき、バスレーン時間帯の正しい通行をお願いします。

バスレーン規制時間帯における通行方法の基本

バスレーンの区間

宮崎市江平五差路から中村交差点まで

バスレーンの曜日・時間

曜日 土曜日、日曜日、休日を除く平日

規制時間 朝 午前7時30分から午前8時30分まで

夕 午後5時30分から午後6時30分まで

バスレーンが設けられている場合は、道路標識等によって指定されているバス以外の車両は、そのレーンを通行することはできません。(道路交通法第20条第2項)

ただし、例外として通行可能になる場合は、次のとおりです。

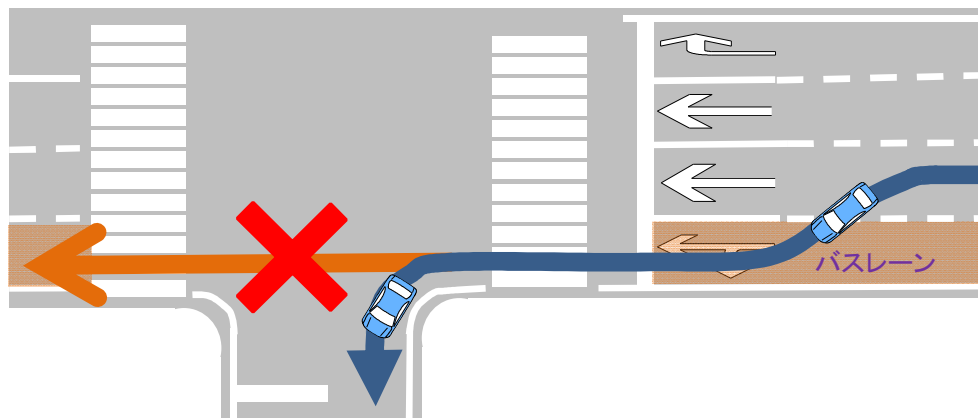
- 自動車二輪車、原動機付自転車及び自転車などの軽車両
- 交差点を左折する場合
- 道路の状況その他の事情で、やむを得ない場合

罰則

5万円以下の罰金(過失同じ) 違反点 1点(通行帯違反)

反則金 大型7千円、普通6千円

左折するときは、車線変更3秒前に合図を出して、交差点手前30メートル付近からバスレーンに入って左折してください。



第一車線のバスレーンから直進することのないようにお願いします。

左折専用レーンがある場合の通行方法

宮崎市役所前交差点のように、左折専用レーンのある交差点があります。

交差点周辺のバスレーンは図のとおり、左折専用レーンを除き直進車線がバスレーンとなります。

交差点を通過するまでは、図のようにバスレーン以外を通行し、交差点を過ぎてから車線変更してください。

宮崎市役所

橘橋方向

宮崎市役所前交差点において、北進左折するときの通行方法

この交差点で左折しようとするときは、2回車線変更をしなければなりません。

交差点付近は、帯状に車線が着色されていますので、図のとおり着色が始まった地点Aからバスレーンにいったん入ってください。

その後、左折専用レーンを分ける黄色の車線境界線手前の地点Bで左折専用レーンに入り、左折してください。

車線変更時の合図(ウインカー)は、地点Aにさしかかる3秒前に出し、合図したまま左折専用レーンへ段階的に進んでください。

宮崎市役所

橘橋方向

橘橋方向

橘公園方向

A

橘橋北詰において、橘公園方向へ左折しようとする場合の通行方法

宮崎市役所前交差点を南進し、橘橋へ至る区間におけるバス専用レーンは、図のとおりとなります。

橘公園方向へ左折する場合は、**ゼブラ部分を通行せず**、図のように通行してください。

なお、合図(ウインカー)は、横断歩道を過ぎた、図の地点A付近で出してください。

黄色の車線境界線がある場合の通行方法

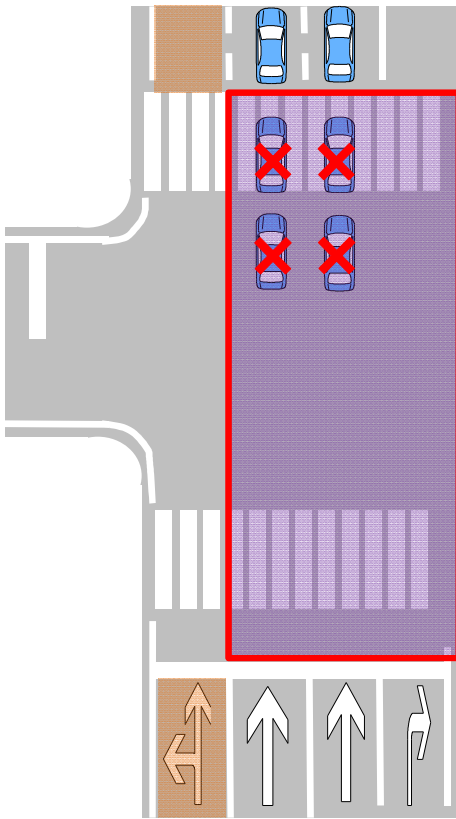
交差点付近における交通事故防止のため、図のように車線境界線を黄色にしている交差点があります。

ここでは、**車線変更をすることができません**。

そのため、このような交差点で左折する場合は、黄色の車線境界線の前に車線変更を終えるようにしてください。

罰則

指定通行区分違反(道路交通法第35条第1項)
5万円以下の罰金(過失同じ) 違反点1点
反則金 大型7千円、普通6千円、
二輪6千円、原付5千円



交差点内における滞留禁止

信号機のある交差点では、交通の安全と円滑のため、進路の前方の状況を確認し、この交差点内に停止することとなるときは、**交差点に進入することが禁止**されています。(図の赤枠部分)

前方の状況を確認し、渋滞のため交差点内を通過できないと考えられるときは、交差点に進入しない(停止線を越えない)ようにしてください。

罰則

交差点進入禁止違反(道路交通法第50条第1項及び第2項)
5万円以下の罰金(過失同じ) 違反点1点
反則金 大型7千円、普通6千円、
二輪6千円、原付5千円

3車線区間から2車線区間へ車線が減少する場合

前方の道路の車線が減少する箇所については、**交差点の手前で、早めの車線変更**をお願いします。交差点内での車線変更はできません。
なお、交差点を通過してバスレーンに入ったときは、直ちに車線変更してバスレーンから出てください。

宮崎県警察本部 交通部 交通規制課
電話 0985-31-0110